

通所介護 運営規程 別紙料金表

通所介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
入浴介助加算 (I)	1日につき	+40	¥427	¥43	¥86	¥129
入浴介助加算 (II)	(どちらか算定)	+55	¥587	¥59	¥118	¥177
個別機能訓練加算 (I) イ	1日につき	+56	¥598	¥60	¥120	¥180
個別機能訓練加算 (II)	1月につき	+20	¥213	¥22	¥43	¥64
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	(6月に1回)	+5	¥53	¥6	¥11	¥16
口腔機能向上加算 (II)	1回につき(月2回まで)	+160	¥1,708	¥171	¥342	¥513
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	¥427	¥43	¥86	¥129
事業所と同一建物居住者等の減算	1日につき	-94	¥-1,003	¥-101	¥-201	¥-301
事業所が送迎を行わない場合の減算	片道につき	-47	¥-501	¥-51	¥-101	¥-151

	1月につき (利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料 (10割分)
介護職員処遇改善加算	加算 (I)	介護報酬総単位数×5.9% ※1単位数未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価

注1) 介護職員(等特定)処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

【介護保険給付対象外サービスの利用料】

昼食代	1食	600円
おやつ代	1食	100円
おむつ代	おむつ1枚 100円 リハビリパンツ1枚 100円 パット1枚 50円	
通常の実施地域を越える交通費	徴取しない	

その他日常生活費	利用者の希望により購入する身の回り品 : 実費 (歯ブラシ、化粧品等個人の日用品等)
	利用者の希望による教養娯楽費用 実費 (行事やクラブ活動による材料費等)
	1. 利用日の前日午後6時迄に電話等で休む旨の連絡をいただいた場合 徴収しない
	2. 利用日の当日午前8時迄に電話等で休む旨の連絡をいただいた場合 700円
キャンセル料	3. 利用日の当日お迎え時間前までに休む旨の連絡をいただけなかった場合 通所介護費(その他加算は含まず)自己負担額の100%+700円
	但し、上記2及び3において利用者の入院・病変及び緊急止むを得ない事情がある場合は 徴収しない